

説明資料



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

- 9月25日から10月6日までをジャパン・ウィークスとし、このPRI in Personを中心にグローバルなイベントを、連日日本で開催しております。この中で日本において生じつつある大きな変化、とりわけ社会課題の解決と持続的な成長へ向けた、官民の取組を世界に発信したいと考えています。気候変動を始めとする社会環境課題を解決し、持続可能な成長を実現するためには、金融の力が必要不可欠です。
- 日本には2,100兆円を超える家計金融資産があります。現在その太宗は貯蓄ですが、これを投資ヘシフトするための政策パッケージを推し進めています。この投資は、日本のみならず、世界の持続的な成長に貢献するでしょう。気候変動のほかにも、高齢化、災害への対応など、日本が直面する社会課題は実に多岐にわたります。しかし、社会課題は同時に潜在力になりうるものです。正に日本で昔から言うように、「災い転じて福となす」です。（略）
- こうした観点から、個人投資家・機関投資家によるGX・ESG投資をさらに進めるための環境整備に向け、金融庁に、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を年内に設置します。（略）
- さらに、アジア諸国を含めた世界のネットゼロ実現にも貢献していきます。各国の強みや特性を活かした、トランジション・ファイナンスの実装を進めるよう、「GFANZ日本支部」とも連携し、官民でアジアのGX投資を進める「アジアGXコンソーシアム」を来年前半に設立します。（略）
- 投資推進の1つの鍵が「インパクト投資」です。課題解決への「インパクト」に着目し、この実現に必要な技術とビジネスモデルの革新を促す投資であり、投資家のコミットメントが欠かせません。インパクト投資に関する「基本的指針」を策定し、官民協働のコンソーシアムを本年中に設立するなど、社会変革につながる資金調達のけん引役を果たしていきます。
- 実際に、脱炭素、水資源、ヘルスケアなど、様々な分野で有望なインパクトスタートアップが生まれています。政府として投資環境を整備し、この動きを更に支援し、グローバルなステークホルダーとともにインパクト投資を有力な手法・市場として発展させたいと考えています。本年設立するインパクトコンソーシアムは世界に開かれたものであり、皆様の積極的な参画を是非お願いしたいと考えております。（略）
- トランジション・ファイナンスやインパクト投資を含め、課題解決と成長の両輪を進めるイノベーションへの支援と投資は、理念ではなく実行段階にあります。このため、このアクションを日本政府は、グローバルな投資家の皆様とともに実行していきたいと考えております。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

（2）GX・エネルギー安全保障

（略）「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行に向け、GXの「分野別投資戦略」に沿って、GX経済移行債を裏付けとした予算・税制措置の活用、カーボンプライシングの制度設計や環境整備、GX推進機構を通じた民間資金の呼び込み、アジアと連携したトランジション・ファイナンスの推進、グリーン・ファイナンスの促進に取り組む。サステナブルファイナンスを促進（注1）するための環境整備に取り組む。

（略）アジア・ゼロエミッション共同体構想の実現に向けて、二国間・多国間の協力に加え、ERIAに設置するアジア・ゼロエミッションセンターの活動、アジア金融当局や民間金融機関と連携したトランジション・ファイナンスの促進（注2）を通じて、日本の技術や制度を活用し、世界の脱炭素化に貢献する。

（注1）サステナビリティ情報の開示や保証の在り方の検討を進め、気候変動対応に関する専門人材を含む人的資本に関する開示基準の開発に向けた国際的な議論に貢献等。

（注2）アジアや欧米の民間金融機関により2021年9月に立ち上げられたアジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ、アジアの金融当局や金融機関の参画を得て2024年3月に立ち上げたアジアGXコンソーシアムにおける取組を含む。

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

（1）スタートアップの支援・ネットワークの形成

「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を基に、インパクトコンソーシアム等で議論を行い、投資の促進につながるデータ整備や評価手法の確立など、社会的起業家（インパクトスタートアップ）等への支援を強化する。インパクト市場拡大のため、公的機関と民間機関が連携し、エクイティ投資の取組を推進していく。

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（2）グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速

（略）GX投資を支えるファイナンスについて、日本をアジアにおけるGX投資のハブとすべく国際金融センター機能を強化する。グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を開発・確立する。加えて、TCFD（注）等に基づく開示の質と量の充実を含めたサステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備を図る。

（注）Task force on Climate-related Financial Disclosuresの略称。

（略）

（3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

人への投資、GXなど社会課題の解決を成長のエンジンに転換するとともに、成長分野への労働移動の円滑化を図り、新たな産業構造への転換を実現していくためには、社会課題の解決への挑戦を支援するとともに、挑戦に伴う失敗を許容し、試行錯誤を通じたイノベーションを促進していくことが不可欠である。こうした挑戦と失敗の試行錯誤を支える基盤として、スタートアップを生み育てるエコシステムの形成や企業の参入・退出の円滑化に取り組むことに加え、社会課題の解決に挑戦する企業への投資やNPO等への支援の拡大を図り、新たな成長産業の創出と持続可能な経済社会の実現につなげていく。

（インパクト投資の促進）

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家（インパクトスタートアップ）への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達への優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。休眠預金等活用制度における出資の実現に向けた取組を進める。複数年度の案件形成支援や予算の戦略的活用により、SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）の一層の拡大を図る。インパクト投資の普及に向けた基本的指針を年度内に策定し、インパクト指標や事例等を具体化するコンソーシアムの設置について必要な措置を講ずる。また、専門家派遣事業等の検討、個人投資家とつなぐビークルの早期の枠組み整備などインパクト投資促進のための総合的な支援策を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針（抄）

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（4）グリーントランスフォーメーション（GX）への投資

（略）これらのGXを実現するため、グリーンイノベーション基金による支援の拡充や規制改革、国際標準化など、社会システム・インフラ整備に取り組む。グリーンボンド等の環境関連商品が取引されるグリーン国際金融センターの実現を目指すほか、TCFD（注1）等に基づく開示の質と量の充実やトランジション及びイノベーションへの資金供給の支援を進めるなど、サステナブルファイナンス市場の拡大に向けた早急な環境整備（注2）を図り、国内外（注3）のESG金融を呼び込む。また、グリーンGDP（仮称）などの研究・整備を進める。

（注1） Task force on Climate-related Financial Disclosuresの略称。

（注2） 森林由来クレジットの創出拡大、森林リート市場の検討など森林分野等における民間投資促進のための基盤整備を含む。

（注3） 大手機関投資家のみならず、地域金融機関、個人投資家等の資金の出し手や、地方自治体等の資金の受け手を含む。

（略）

2. 社会課題の解決に向けた取組

（1）民間による社会的価値の創造

（社会的インパクト投資、共助社会づくり）

「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらい、資本主義のバージョンアップを図る。寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家の支援強化を図る。

従来の「リスク」、「リターン」に加えて「インパクト」を測定し、「課題解決」を資本主義におけるもう一つの評価尺度としていく必要がある。また、社会課題の解決と経済成長の両立を目指す起業家が増えており、ソーシャルセクターの発展を支援する取組を通じて、その裾野を広げるとともに、更にステップアップを目指す起業家を後押しする。

こうした観点から、新たな官民連携の形として、民間で公的役割を担う新たな法人形態の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。休眠預金等活用法施行5年後の見直しに際し、これまでの取組について評価を行い、出資や貸付けの在り方、手法等の検討を進め、本年度中に結論を得るなど、必要な対応を行う。SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success：PFS）を通じて、複雑化する社会課題の効率的、効果的解決を促進し、さらに、社会的インパクト投資資金を呼び込むための環境整備に取り組む（注4）。ソーシャルボンドについて、プロジェクトの実施による社会的な効果を適切に開示できるようにする。ガイドラインの整備を図り、社会課題ごとに、発行主体の参考となる指標の例を示す。起業家教育に当たっては、社会的起業家を育成するシステムの強化を検討する。

NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、官民連携による協働の促進を図る。

（注4） 案件形成を含めた複数年にわたる支援の充実や、中間支援組織等との連携促進。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

VI. G X・エネルギー・食料安全保障

1. G X・エネルギー

（3）成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展

⑤ AZECの活用等によるG Xのアジア展開

我が国のG X実現に向けた考え方や取組を、成長著しいアジアにも展開すべく、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の取組を実行していく。ERIAにおけるアジア・ゼロエミッションセンターを始動し、二国間協力の具体的な取組やプロジェクトを実行する。脱炭素化の鍵となる電力、運輸、産業部門において、技術、資金、制度、人材面で、AZEC大で協調していくためのイニシアティブを講じる。また、アジアで活動する金融機関、金融当局等とトランジション・ファイナンスの推進に有効なアプローチについて議論・発信する「アジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ（ATFSG）」等を通じて、アジアと連携したトランジション・ファイナンスを推進する。

これらの取組を通じ、我が国の革新的な脱炭素技術や制度を活用し、世界の脱炭素化にも貢献していく。（略）

VII. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

社会課題解決という目標に向けて、インパクト投資手法を確立させ、成長分野に対する官民の資金供給の担い手を拡大させてゆくことで、社会課題の解決が新たな市場としてスピード感を持って拡大する仕組みづくりを進め、マルチステークホルダー型企業社会を推進する。

インパクトスタートアップ（社会的起業家）の認証制度や支援する金融の枠組みを含めて、下記のとおりインパクトスタートアップに対する総合的な支援策を推進する。

① 関係者間の連携強化のための枠組み（コンソーシアム）を通じたネットワーク形成

インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門、投資家等から成るインパクトコンソーシアムにおいて実務家の知見の共有・発信等を行い、インパクト投資の推進の観点から、i) 国際団体等と連携したインパクト指標・データの整備、ii) 非上場・上場を含む多様な投資手法に係る実務知見の発信、iii) 実証実験等も活用したゼブラ企業（地域の社会課題解決の担い手となる企業）等による地域でのインパクト投資の推進、iv) インパクトスタートアップと自治体等の官民連携の促進等の具体的な施策に取り組んでいく。また、新たな市場創出や社会・事業の変革に向けた企業経営を一層促進すべく、インパクト評価の活用を促すよう、企業価値の向上・創造につながる企業戦略の在り方について、議論を進める。

② インパクト投資の案件創出

インパクトの測定方法や事業評価等に関する基本的指針に基づき、インパクト企業の特徴を議論・具体化し、こうした企業を特定しやすくすることで、「インパクトウォッシュ」（実態の伴わないインパクトを見せ掛けること）への懸念にも応えつつ、企業経営を促す知見と意欲を有するグローバルを含む投資家を呼び込む環境整備を進め、官民でインパクトスタートアップの海外進出事例の増加を図る。また、インパクト市場拡大のため、公的機関と民間機関が連携し、エクイティ投資の取組を推進していく。さらに、インパクト投資市場が成長を遂げる中で、官民ファンドは、インパクト投資に関する運用方針の強化を検討する。（略）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

IV. G X・D X等への投資

2. G X・エネルギー安全保障

（2）「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

③新たな金融手法の活用

官民 150 兆円超の G X 投資の実現に向けて、民間の積極的なファイナンスを引き出すため、グリーン・ファイナンスの拡大に加えて、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組を強化する。また、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）を確立すべく、「G X 推進機構」が、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）の補完策（債務保証等）を実施していく。さらに、サステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備に取り組む。（略）

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

短期的に企業収益が上がりさえすれば良いという考え方は成り立たない。社会面、環境面での責任（人的資本・人権、気候変動、ダイバーシティ等）を企業が果たすことが、事業をサステナブルに維持していくためには不可欠である。個社の短期的収益を重視する視点から、社会的価値を重視する視点への転換を図り、金銭的リスク・リターンに加え社会面・環境面のインパクトを考えることで、外部不経済を資本主義に取り込み、マルチステークホルダー型企業社会を推進する。課題先進国といわれる我が国において、社会的課題を解決していく仕組みを経済社会の中にビルトインしていく。

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

これまで官が担ってきたサービスについて、多様なニーズにきめ細かく対応するため、民間の主体的な関与が期待されている。課題先進国であるといわれる我が国において、世界に先んじて社会的課題を成長のエネルギーとして捉え、解決していく仕組みを経済社会の中にビルドインしていくことが重要である。

スタートアップの創業を検討する際、環境問題や子育て問題等の社会的課題の解決を目的にすることが多い。実際、我が国のスタートアップの起業の動機は「社会的な課題を解決したい、社会の役に立ちたい」が筆頭となっている（73%（スタートアップを対象とした2022年アンケート調査））。

このため、インパクトスタートアップ（社会的起業家）の新たな認証制度の創設や金融の枠組みを含めて、下記のとおり総合的な支援策を推進する。

①インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門、投資家等の関係者間の連携強化のための枠組みの創設

インパクトスタートアップ、NPO、既存企業の関連部門等の関係者間の連携強化を図るための枠組みを設ける。インパクトの測定方法の検討、データ整備、それらを活用した投資を後押しするため、投資家・企業が参加し、事業評価に関するデータ整備や人材育成等を促進するためのコンソーシアムを設置する。

②インパクト投資の案件創出

インパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を意図とした投資）に関する関係者の理解を深め、普及を促進する観点から、基本的指針を本年度中に取りまとめる。これを踏まえ、日本政策投資銀行や自治体との連携を通じて、インパクトスタートアップへの投資も含めてインパクト投資の案件創出を進める。（略）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

4. G X（グリーン・トランスフォーメーション）及びD X（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

（1）G Xへの投資

①新たな政策イニシアティブ

国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（G X）投資を実現する（現状比で3倍増以上が必要との国際機関の試算もある）。

その実現のためには、民間企業が今後10年超を見通して、脱炭素に向けて野心的な投資を前倒しで大胆に行うことが必須となる。このため、政府は、規制・市場設計・政府支援・金融枠組み・インフラ整備等を包括的に「G X投資のための10年ロードマップ」として示す。そのロードマップには、企業投資のための予見可能性を大きく高め、多くのプレーヤー間の市場取引を最大限活用することを可能とする、新たな5つの政策イニシアティブを盛り込む。（略）

iv) 新たな金融手法の活用

国による大規模かつ中期・戦略的な財政出動等と呼び水として、世界のE S G資金を呼び込む。グリーン・ファイナンスの拡大に加え、トランジション・ファイナンスや、イノベーション・ファイナンス等の新たな金融手法を組み合わせる。企業の情報開示の充実に加え、E S G評価機関の信頼性向上やデータ流通のための基盤整備等を行う。（略）

Ⅳ. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

個社の短期的収益を重視する視点から、社会的価値を重視する視点への転換を図る。

短期的に企業収益が上がりさえすれば良いという考え方は成り立たない。社会面、環境面での責任（人的資本・人権、気候変動、ダイバーシティ等）を企業が果たすことが、事業をサステナブルに維持していくためには不可欠である。金銭的リスク・リターンに加え社会面・環境面のインパクトを考えるマルチステークホルダー型企業社会を推進する。

課題先進国といわれる我が国において、世界に先んじて社会的課題を成長のエネルギーとして捉え、解決していく仕組みを経済社会の中にビルトインしていく。（略）

4. インパクト投資の推進

社会的起業家への投資、官民ファンド等によるインパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資）を推進する。ソーシャルボンド（調達した資金が社会的課題の解決に貢献するプロジェクトのみに充当される債券）について、プロジェクトの実施による社会的な効果を適切に開示できるようにする。ガイドラインの整備を図り、社会的課題ごとに、発行主体の参考となる指標の例を示す。（略）

サステナブルファイナンス推進の取組み

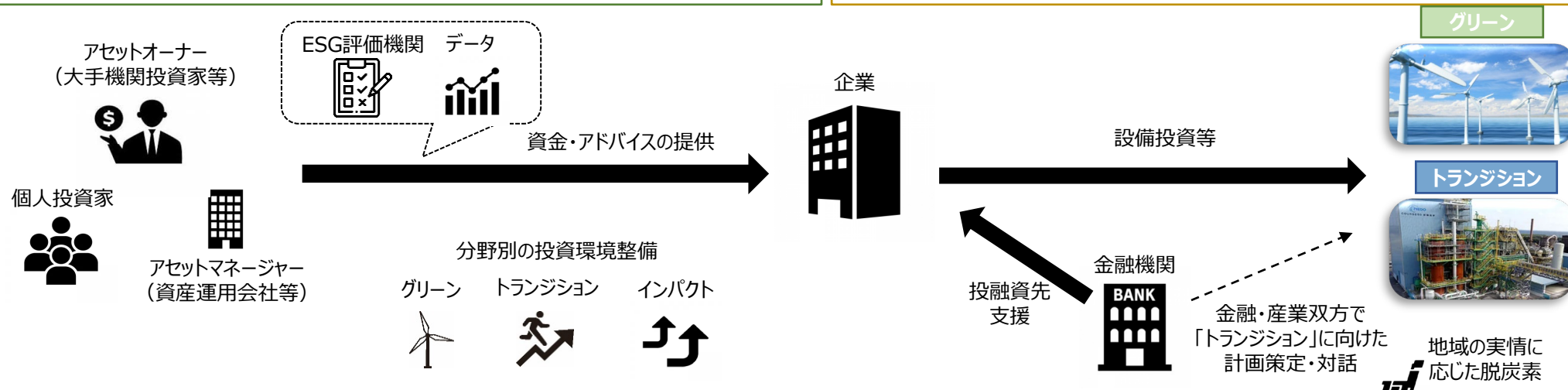
- 気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）をさらに推進する。

市場制度の整備

- ・ 金融審議会で、本邦におけるサステナビリティ開示の実施時期や対象、保証の在り方等について、議論
- ・ ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範」（22年12月策定）を踏まえた対応状況等について実態把握、更なる対応の要否等を今後検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- ・ 幅広い投資家への投資機会の拡充に向けて、サステナビリティ投資の基本的概念・実務等について、サステナブルファイナンス有識者会議で議論



分野別の投資環境整備

- ・ 政府全体でGX推進戦略等が策定される中、関係省庁と連携し、指針改訂等を通じ、**トランジション・ファイナンスを推進**。**国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」を通じて発信**
- ・ **インパクト投資**の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ・指標、投資手法、地域の事例等につき**官民協働の「インパクトコンソーシアム」**で議論

脱炭素に係る取組み

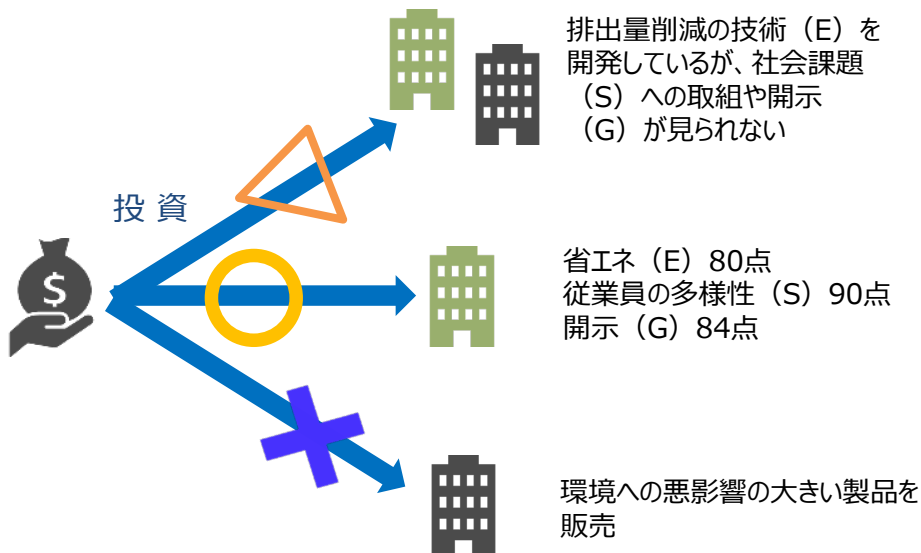
- ・ 金融機関の気候変動対応等への基本的考え方（「ガイダンス」）を策定（22年7月）。金融機関における気候関連金融リスク管理、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を体系的に確認
- ・ カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で議論

インパクト投資の概要

- 従来、民間企業が社会的課題の解決と企業価値の向上を両立させることは難しいと考えられてきたが、**近年、事業革新を通じて社会的課題の解決と企業価値の向上の双方を達成することを目指す企業が現れている**。
- **脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、こうした企業の支援は喫緊の課題**となっている。
- **インパクト投資は、一定の投資収益の確保を図りつつ、「社会・環境的効果（インパクト）」の実現を企図する投資**であり、社会・環境課題の解決等を後押しする取組である。情報開示や体制構築を含め企業のESGの取組を総合的に評価し、投資決定に反映させるESG投資とは異なる投資手法とされている。

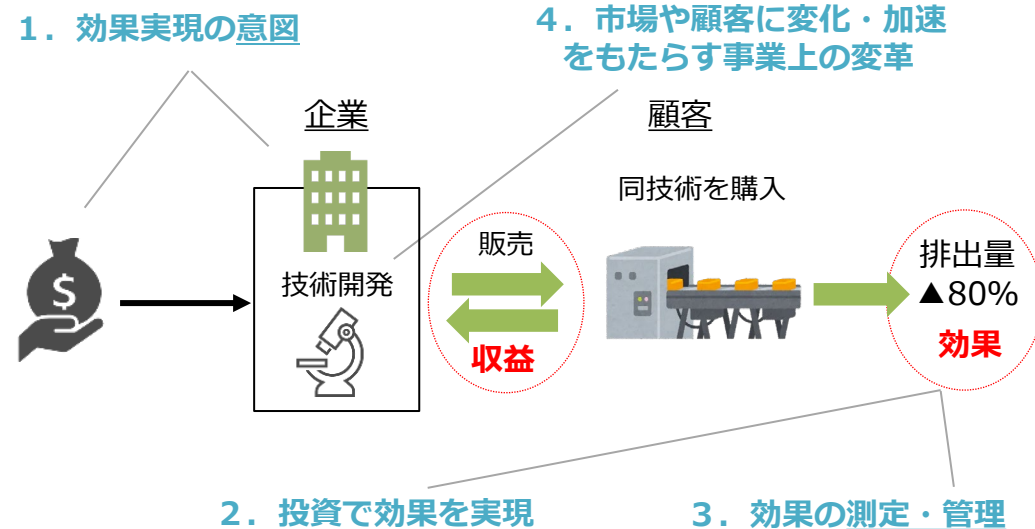
一般的なESG投資

企業の**ESGの取組**を総合的に評価し、投資比率等を決定又は投資先から除外



インパクト投資

社会に与える影響（インパクト）に着目し、**社会的課題の解決（インパクトの創出）と企業価値の向上**を目指す企業へ投資



インパクト投資の状況

- 日本のインパクト投資は増加傾向。2024年度では約17兆円。

(注) 全世界のインパクト投資残高は、2024年時点で約235兆円（約1.6兆ドル）。

- インパクト投資を行う機関の拠点別にインパクト投資残高をみると、北米・欧州が大半を占めている。

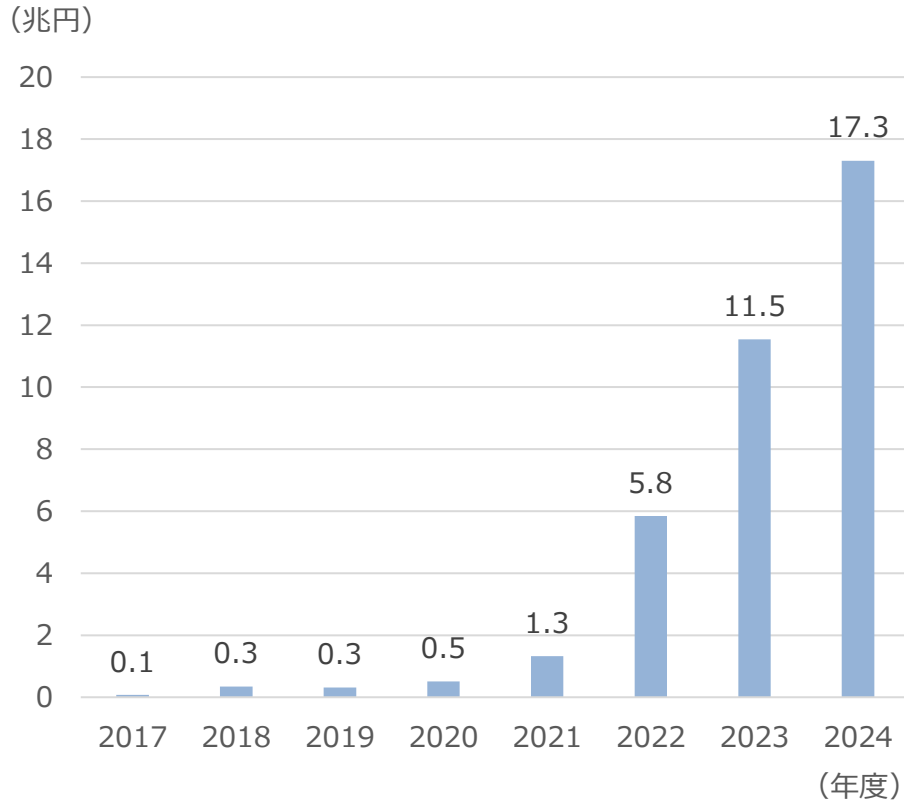
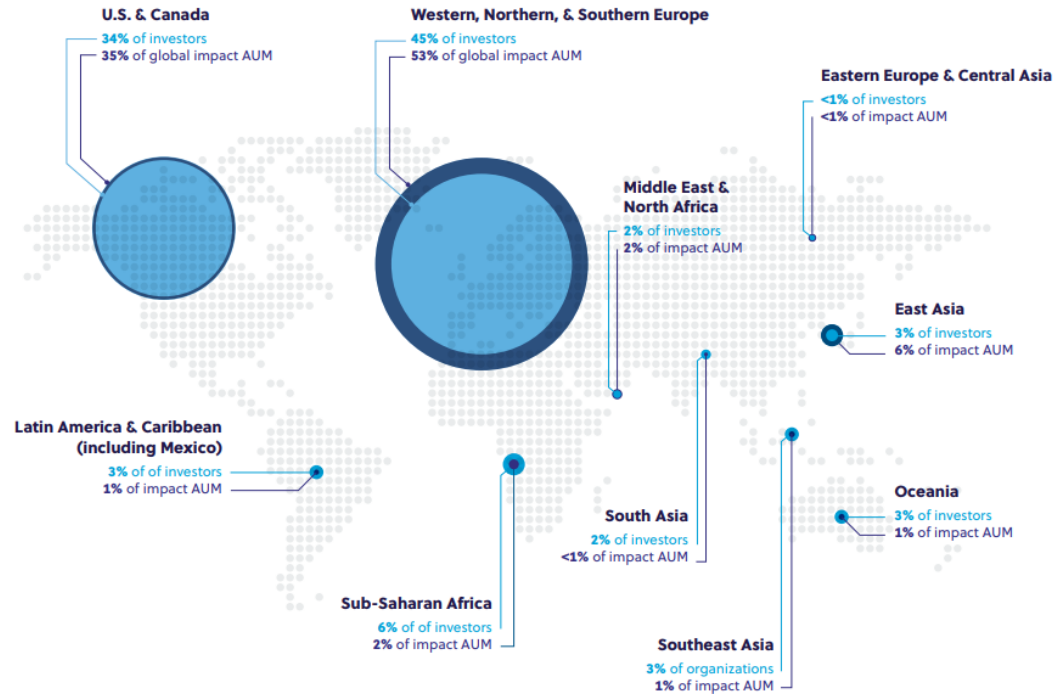


FIGURE 3. Organizational representation and impact AUM by headquarters location
n = 1,475



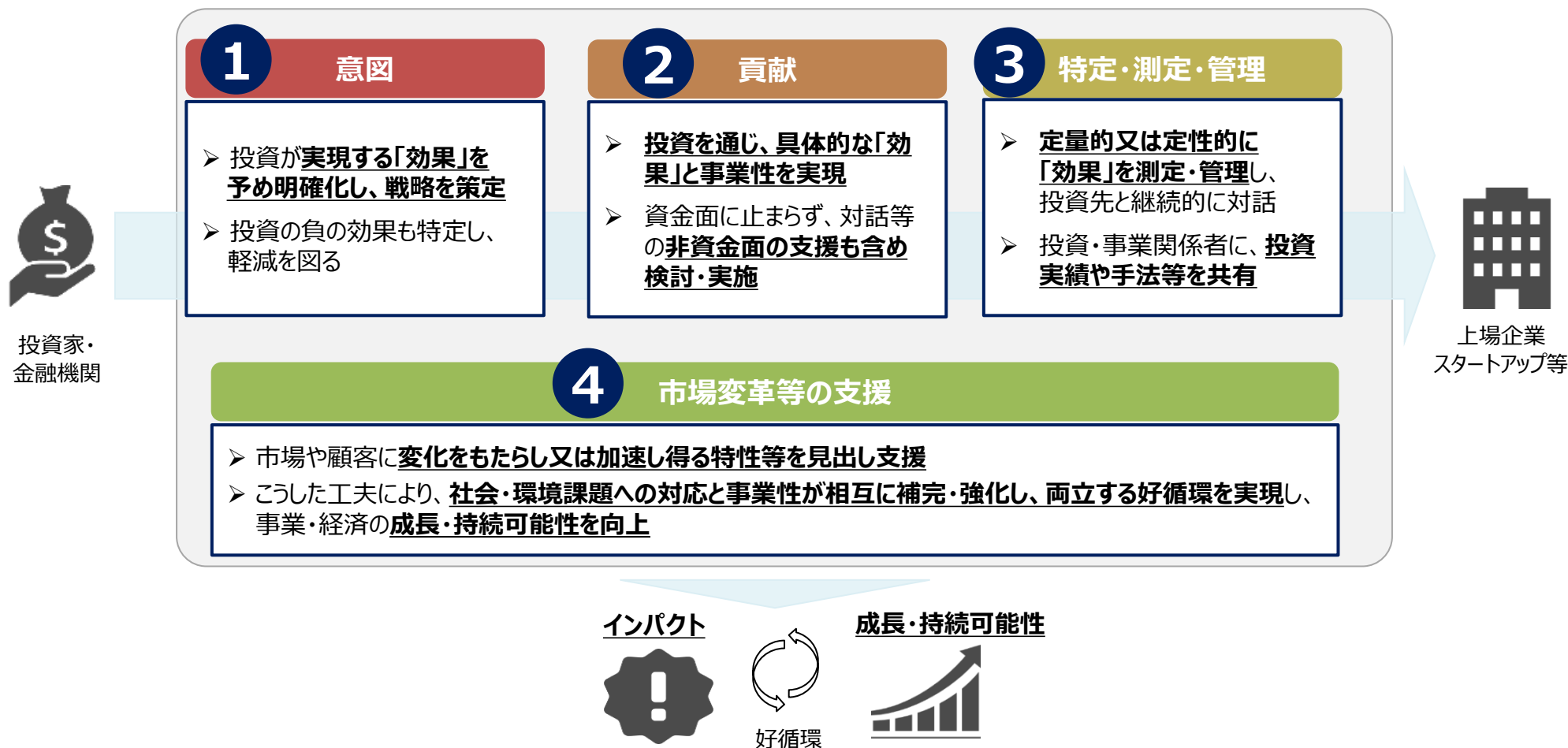
(出所) GSG Impact JAPAN（2013年にG8を機に英国政府が呼びかけ設立されたインパクト投資の国際的ネットワーク（GSG Impactの日本における推進機関））

(注) GSG Impact JAPANが、機関投資家、金融機関等に対し実施したアンケートの回答に基づき集計。一部推計値を含む。

(出所) GIIN（ロックフェラー財団等が設置したインパクト投資の国際的ネットワーク）による2024年の調査

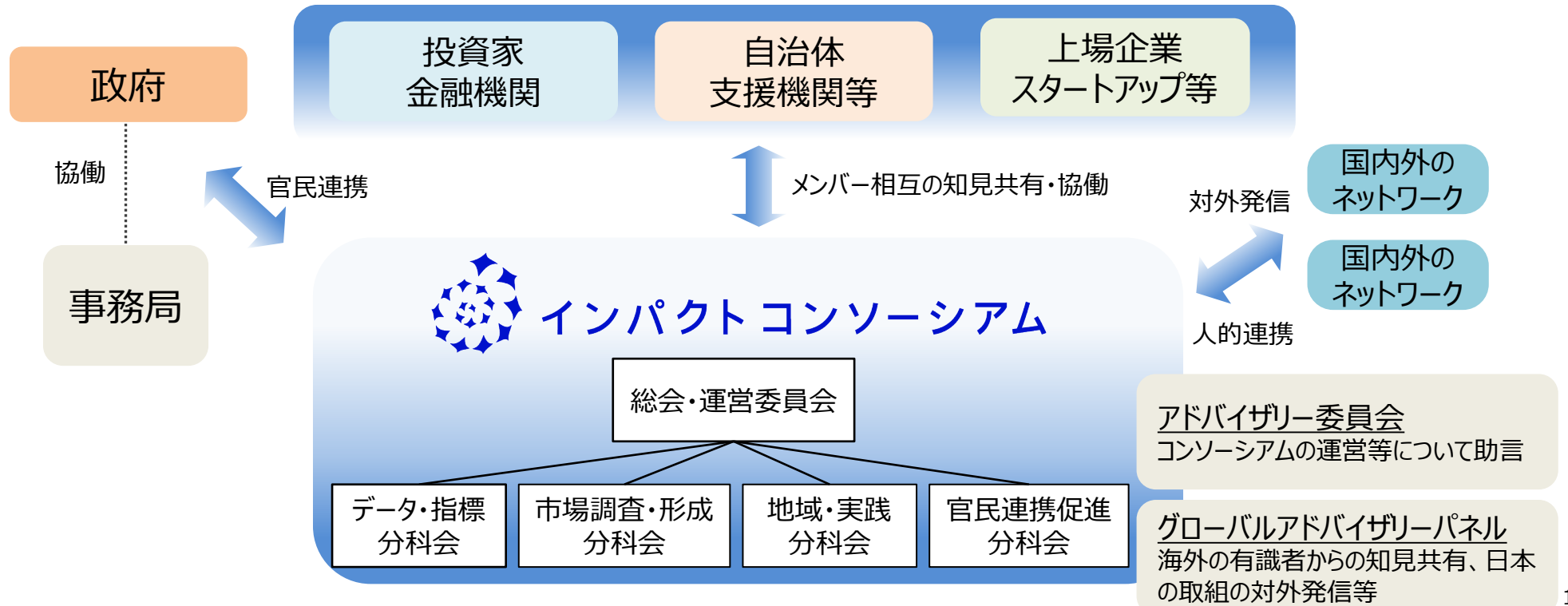
インパクト投資(インパクトファイナンス)に関する基本的指針の概要

- 金融庁は、23年6月末、**インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「基本的指針（案）」**を作成。同年10月まで実施された市中協議等を通じて寄せられた国内外の幅広い関係者からの意見を踏まえ、24年3月末に策定。
- インパクト投資の具体的な内容については、**国際的にも民間団体等による様々な文書が存在し、現在も議論の途上**である。本指針では、こうした点や**成長期であるインパクト投資の市場特性**を踏まえて、**多様な創意工夫を促すよう、インパクト投資に期待される原則的・一般的要素**を取りまとめている。



インパクトコンソーシアム

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、**インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進**していくため、**投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場**として、23年11月、官民連携の「**インパクトコンソーシアム**」を設置（2025年4月末で計412法人等が参画）。
- 運営については、官民連携の場として政府から支援を行いつつ、参加者の自主的な課題設定・議論を旨とし、投資指標や事例、対話・支援手法等の産金間の実践上の知見・課題の収集・発信を中心としつつ、インパクト実現の取組支援につながる幅広い事項に係る議論を行う。また、必要に応じ、政策発信を含む対外メッセージの発信等を検討していく。
- 各分科会において、**投資時に活用できる指標・データの整備、上場企業を対象としたインパクト投資手法のあり方、地域における官民連携の促進やインパクトを考慮した事業評価の視点**等について、市場関係者の多様性と自主性に留意しつつ、議論を積み上げる。



インパクトコンソーシアム 各分科会における議論及び成果物の方向性

1. データ・指標分科会

企業及び投資家がインパクトの測定・管理を行うために必要なデータ・指標、及びそれらの収集可能性について議論。

〔主な論点・成果物の方向性〕

- ・ インパクトの測定・管理に活用可能な国内外の指標一覧・データベースの整理
- ・ インパクト創出を意図する企業・投資家において関心の高い課題分野の特定（※）、当該分野に係るデータ・指標の整備に向けた課題の整理
（※）気候変動・生物多様性、健康・医療、インフラ整備・都市開発
- ・ データ・指標を効率的に参照し得るデータベースのコンセプトペーパー

2. 市場調査・形成分科会

インパクト創出を目指す企業に対し、上場後も長期的な目線で投資する投資家を育成する観点から、上場企業に対するインパクト投資の手法について議論。

〔主な論点・成果物の方向性〕

- ・ インパクト及びインパクト投資の定義・考え方、インパクトに取り組む意義・メリットの再整理
- ・ 上場企業へのインパクト投資に係る課題へのアプローチの整理
 - 多角的に事業を営む場合のインパクトの特定・測定・管理
 - インパクトの開示、企業と投資家間の対話
 - アセットオーナーによるインパクト投資

3. 地域・実践分科会

インパクト創出を目指す企業やインパクト投資を実践する投資家の事例の整理など、地域における企業・投資家双方のインパクト投資に関する理解促進策について議論。

〔主な論点・成果物の方向性〕

- ・ 地域内外の幅広い関係者間での共通理解を得る方法論や、インパクトを事業評価に加味する視点等の整理
- ・ 地域における取組事例集

4. 官民連携促進分科会

自治体の重点課題の解決に資するサービスを提供するスタートアップの情報の整理やスタートアップが公共調達に参加する際のノウハウの共有等、スタートアップと自治体の連携促進について議論。

〔主な論点・成果物の方向性〕

- ・ 地方行政におけるインパクトスタートアップのソリューションの活用に向けた官民連携のノウハウ・事例等の情報を集約
- ・ 今後の事例創出に繋げることを目指して、官民連携に資するノウハウや手法の普及・活用促進方法を検討

COP21におけるパリ協定の採択

- COP21（2015年11月30日～12月13日、仏・Le Bourget）において、「パリ協定」（Paris Agreement）を採択。
 - ✓ 「京都議定書」に代わる、**2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み**。
 - ✓ 歴史上はじめて、**すべての国が参加する公平な合意**。
 - ✓ 世界共通の長期目標：**温暖化を2℃を十分に下回るものとし、さらに1.5℃に抑える努力**。
 - ✓ 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成。
 - ✓ 資金の流れを気候変動対策と整合的なものにする。
 - ✓ **各国が削減目標（NDC=Nationally Determined Contribution）を5年ごとに提出・更新（目標の後退は不可）**。



パリ協定 関連部分抜粋

(原文)

Article 2

1. This Agreement, in enhancing the implementation of the Convention, including its objective, aims to strengthen the global response to the threat of climate change, in the context of sustainable development and efforts to eradicate poverty, including by:
 - (a) Holding the increase in the global average temperature to well below 2°C above pre-industrial levels and pursuing efforts to limit the temperature increase to 1.5°C above pre-industrial levels, recognizing that this would significantly reduce the risks and impacts of climate change;
 - (b) Increasing the ability to adapt to the adverse impacts of climate change and foster climate resilience and low greenhouse gas emissions development, in a manner that does not threaten food production; and
 - (c) **Making finance flows consistent with a pathway towards low greenhouse gas emissions and climate-resilient development.**
2. This Agreement will be implemented to reflect equity and the principle of common but differentiated responsibilities and respective capabilities, in the light of different national circumstances.

(仮訳)

第二条

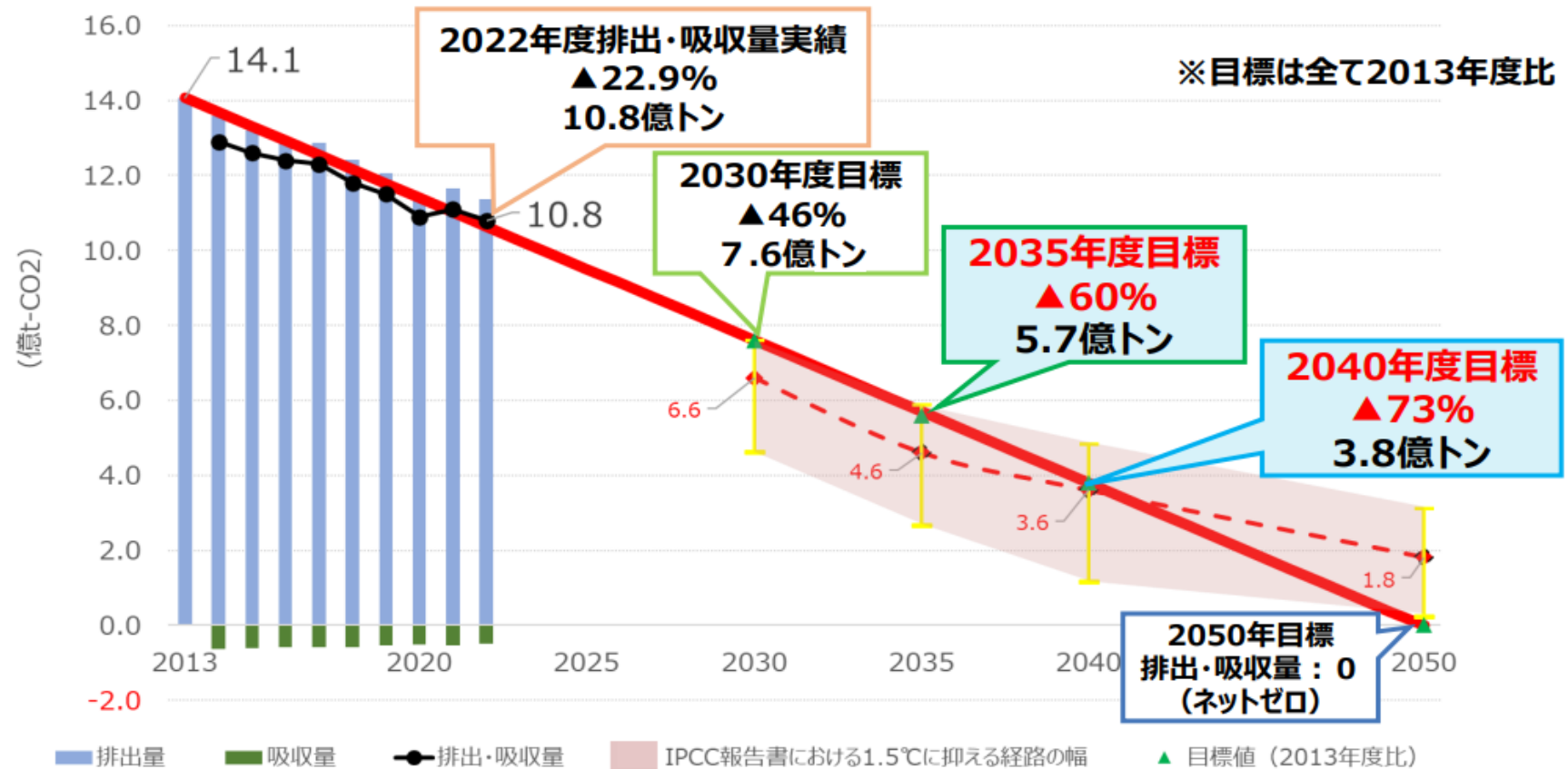
- 1 この協定は、条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体による対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする。
 - (a) 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を、この努力が気候変動のリスク及び影響を著しく減少させることとなるものであることを認識しつつ、継続すること。
 - (b) 食糧の生産を脅かさないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱性を高め、及び温室効果ガスの低排出型の発展を促進する能力を向上させること。
 - (c) **資金の流れを温室効果ガスの低排出型の、かつ、気候に対して強靱な発展に向けた方針に適合させること。**
- 2 この協定は、衡平並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に関する原則を反映するように実施される。

21. 我々は、パリ協定第2条1cに従って、温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させる我々自身の取組を加速することにコミットする。我々は、特に、クリーン技術や活動の更なる実施及び開発に焦点を当てた民間資金を含む資金を動員することの重要性を強調する。我々は、気候を含む持続可能性に関する情報の一貫性、比較可能性、及び信頼性のある情報開示へのコミットメントを強調する。我々は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、持続可能性に関する全般的な報告基準及び気候関連開示基準を最終化し、またグローバルに相互運用性のある持続可能性開示枠組の達成に向けて取り組むことを支持する。我々はまた、ISSBによる、その作業計画の市中協議に沿った、生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待する。我々は、「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の実施及びモニタリングを支持することに引き続きコミットする。我々は、企業が信頼性のある気候移行計画に基づき、パリ協定の気温目標に沿ったネット・ゼロ移行を実行する必要性を強調する。我々はまた、摂氏1.5度の気温上昇目標を射程に入れ続けることと整合的で、カーボン・ロックインを回避し、効果的な排出削減に基づいているトランジション・ファイナンスが、経済全体の脱炭素化を推進する上で重要な役割を有することを強調する。

21. We are committed to accelerating our own efforts to making financial flows consistent with a pathway toward low GHG emissions and climate resilient development, in line with Article 2.1c of the Paris Agreement. We stress the importance of mobilizing finance especially including private finance focusing on further implementation and development of clean technologies and activities. We underline our commitment to consistent, comparable and reliable disclosure of information on sustainability including climate. We support the International Sustainability Standards Board (ISSB) finalizing the standards for general reporting on sustainability and for climate-related disclosures and working toward achieving globally interoperable sustainability disclosure frameworks. We also look forward to the ISSB's future work on disclosure on biodiversity and human capital, in line with its work plan consultation. We remain committed to supporting the implementation and monitoring of the G20 Sustainable Finance Roadmap. We highlight the need for corporates to implement their net-zero transitions in line with the temperature goal of the Paris Agreement based on credible corporate climate transition plans. We also highlight that transition finance, in line with keeping a limit of 1.5°C temperature rise within reach, avoiding carbon lock-ins and based on effective emissions reduction, has a significant role in advancing the decarbonization of the economy as a whole.

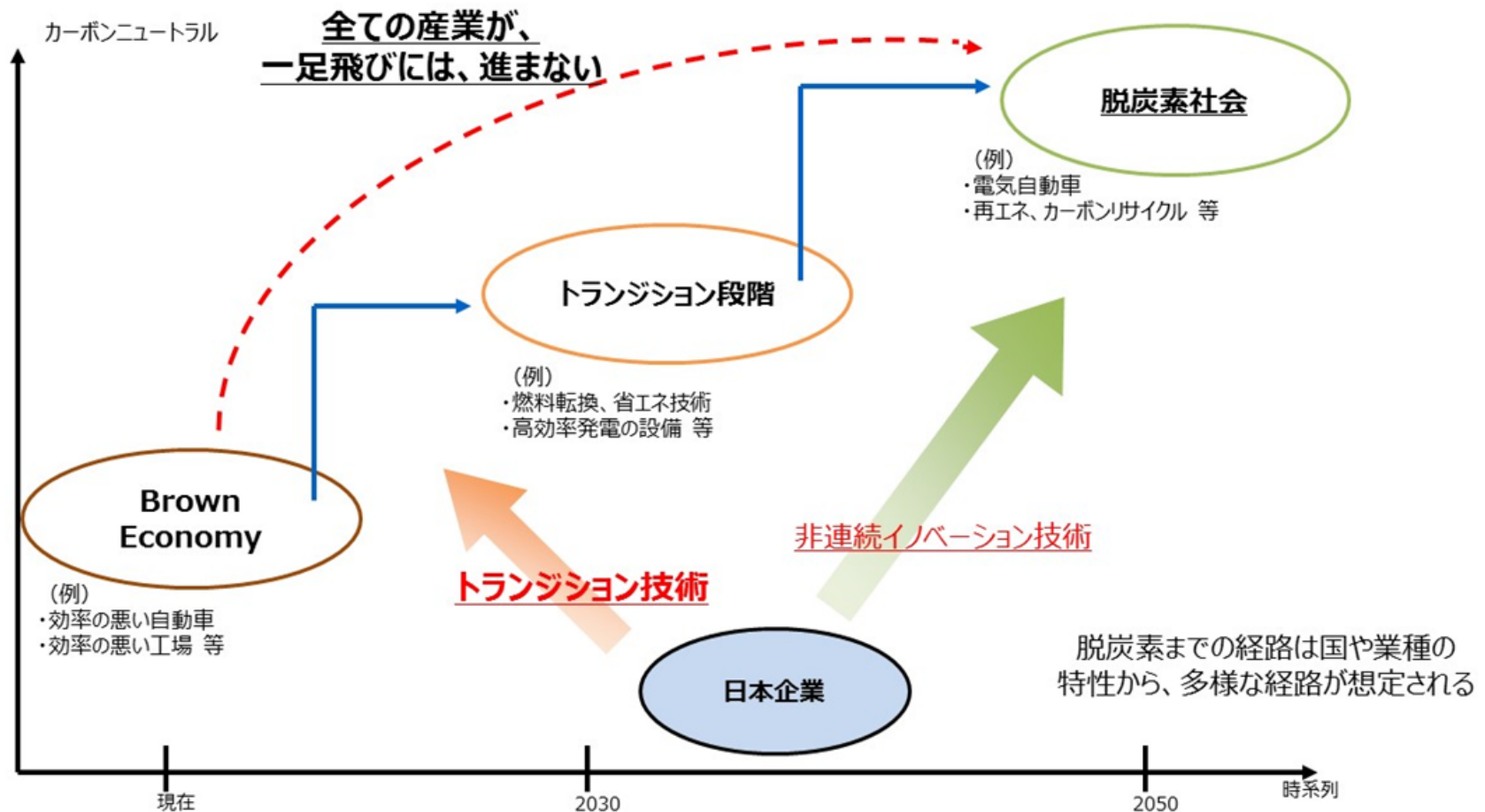
日本の次期削減目標(NDC)(地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定))

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛ま^{たゆ}ず着実に歩んでいく。**
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



脱炭素社会の実現に向けた取組(トランジション・ファイナンス)

- 脱炭素社会の実現には、直ちに脱炭素化が困難な産業・企業が、省エネやエネルギー転換などの「移行」を行うための資金供給を行う、「トランジション・ファイナンス」が重要。日本は早くからトランジション・ファイナンスの重要性を主張し、様々なイニシアティブを推進してきた。



アジアGXコンソーシアム

■ 目的：

- アジア地域が世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めていることや今後の経済成長の見通しを踏まえると、世界の脱炭素化に貢献し成長機会を取り込むためには、アジアにおけるグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を推進していくことが重要
- こうした観点から、アジア地域において、企業の脱炭素への取組を支援するファイナンス手法であるトランジション・ファイナンス（TF）を推進すべく、金融庁とASEAN金融当局が主導し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟（GFANZ）及びアジアで活動する金融機関等の参画を得て、アジアにおける事例等をベースに実務的な議論を行い、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていくための枠組みを構築

■ 経緯：

- 同年10月2日：「ハイレベル会合」を開催し、コンソーシアムを設立
 - ✓ Japan Weeksの一環としてグローバルな関係者に向け発信
 - ✓ これまでのテクニカルミーティングでの議論を事務局でとりまとめた「The Working Paper Regarding Practical Approach to Transition Finance in Asia」（ワーキングペーパー）を公表
- 同年10月22日：ACMF（ASEAN Capital Market Forum）20周年の式典にて、本コンソーシアムの設立が歓迎



ハイレベル会合（令和6年10月2日実施）の様子

■ 10月2日ハイレベル会合における主なメッセージ：

- アジアにおけるTFの拡大は世界の脱炭素達成のために重要であり、地域における大きな投資機会ともなる
- コンソーシアムでは、アジアにおける多くの国・地域を巻き込みながらTFを推進する観点から、アジアの文脈を踏まえて議論を行っていく
- アジアにおいては、排出目標に現時点では未整合だが整合するために所要の取組を行っている企業への資金動員が特に重要
- TF案件を経済的に実現可能なものとするうえで、官民金融関係者がリスクを共有するブレンデッド・ファイナンスは重要。様々な手法・関係者が存在する中、コンソーシアムは、アジアでこれらを調整するハブとしての重要な役割を果たしていく

■ 参加者：

金融庁・ASEAN金融当局（※）・ADB・GFANZ・アジアで活動する金融機関(MUFG・SMFG・MHFG・JBIC・DBJ・JICA、野村證券、大和証券、日本生命)等

（※）ASEAN金融当局は、ACMF及びWC-CMD（Working Committee on Capital Market Development）の協働参加。コンソーシアムでのアジアの金融当局や民間金融機関との連携を通じ、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）等の取組にも貢献

サステナブルファイナンス推進に必要な経費

インプット	アクティビティ	アウトプット ※ () 内は活動指標	アウトカム ※ () 内は成果指標		
R 5 補正予算 (繰越分) →47百万円 ※②関連	①「サステナブルファイナンス有識者会議」 その他会議等の開催・運営	①「サステナブルファイナンス有識者会議」 その他会議等による 議論の成果の公表 (成果文書本数)	【短期】 ①サステナブルファイナンスに関する施策 の実施	【中期】 ①サステナブルファイナンスに関する取組 の進展	【長期】 持続可能な社会を実現するための金融 システムの構築
R 6 当初予算 →3.9百万円 ※①関連	②インパクトコンソーシアムの開催・運営	②議論の成果の発信等 (会議及び議論の成果の発信回数)	②インパクト投資の実践の拡大 (インパクトコンソーシアムの会員数)	②インパクト投資の市場の拡大	
(R 6 補正予算 (繰越分) →1億38百万円 ※②③関連)	③アジアGXコンソーシアムの開催・運営	③議論の成果の発信等 (会議及び議論の成果の発信回数)		③アジアにおけるトランジション・ファイナンスの実践の促進	

インパクトコンソーシアムの開催・運営 (令和6年度～)

アジアGXコンソーシアムの開催・運営 (令和7年度～)

民間事業者等への委託内容

- ・ イベントの開催 ※令和6年度
- ・ 会議運営
 - 対面・オンライン会合の運営
(日程調整、会議資料・議事録等の作成・補助、会員管理等)
 - 地域企業の視察の企画・運営 ※令和7年度
(訪問先の選定、行程の作成、交通手段の確保等)
- ・ 会議運営を補助する情報の収集 ※令和7年度
(インパクト投資に関する海外制度や国内外の実務の実態等)
- ・ 成果物の作成・補助
- ・ Webページの作成・運営・管理 等

- ・ 会議運営
 - 対面会合の運営
(会場及び参加者の宿泊施設の確保、レセプションの開催、会議資料・議事録等の作成・補助、参加者管理、通訳等)
 - オンライン会合の運営
(日程調整、会議資料・議事録等の作成・補助、通訳等)
- ・ 会議運営を補助する情報の収集
(アジアにおけるトランジション・ファイナンスの実態等)
- ・ 成果物の作成・補助 等